

新たな財源となる宿泊税の検討について

近年、観光産業の持続的な発展に向けた地方自治体の新たな財源確保の動きが全国的に始まっており、中でも宿泊税は条例により独自の税目を新設できるものとして、複数の地方自治体が導入・検討を進めています。

県内でも宿泊税導入に向けた動きがあり、三重県ではその仕組みや目的、用途等について、市町や観光関連事業者を含む県内関係者への情報提供を目的とした、有識者によるセミナー(全5回)を開催しました。

1 宿泊税にかかる情報提供セミナーの実施結果

	実施日	参加者数(名)	講師	講演テーマ
第1回	5月10日(金)	114	東京女子大学 矢ヶ崎 紀子 教授	観光振興のための財源
第2回	5月20日(月)	128	JTIC. SWISS 山田 桂一郎 氏	何のために宿泊税は必要なのか
第3回	6月7日(金)	68	俱知安町観光商工課 俱知安観光協会	俱知安町における宿泊税の用途
第4回	6月11日(火)	67	東洋大学 古屋 秀樹 教授	宿泊税について(県と市の課税等)
第5回	6月25日(火)	76	立教大学 池上 岳彦 教授	宿泊税の趣旨と制度設計をめぐる論点

2 今後の三重県の方針について

セミナーの内容や導入済み及び現在導入の検討を進めている自治体の状況もふまえ、市町や観光関連事業者を含む県内関係者のご意見を伺いながら、県としての宿泊税の実施について検討を進めます。

(参考) 各地における新たな財源確保に向けた動き

(1) 他県等の状況

【導入済の自治体】

全国では、次のとおり 3 都府県、6 市町の 計 9 自治体で導入されています。

都府県	東京都 (H14)、大阪府 (H29)、福岡県 (R2)
市町	京都市 (H30)、金沢市 (H31)、倶知安町 (R1)、福岡市 (R2)、北九州市 (R2)、長崎市 (R5)

※ニセコ町 (R6.11)、常滑市 (R7.1)、熱海市 (R7.4) も導入予定

【都府県における導入概要】

	徴税額	使途 (一例)	条例施行までの期間
東京都 (H14 年)	100 円、200 円 (宿泊料金に応じて段階的に設定) ※1 万円未満：免除 ※市区町村の課税無し	○事業者の経営力向上 ○国内外へのプロモーション ○受入環境の整備 ○地域・住民により沿った観光地経営の推進	2 年 5 カ月 (税制調査会発足～)
大阪府 (H29 年)	100 円、200 円、300 円 (宿泊料金に応じて段階的に設定) ※7 千円未満：免除 ※市区町村の課税無し	○観光案内、情報提供の充実・強化 ○快適に過ごすための取組 ○旅行者の安全・安心の確保 ○効果的な誘客促進	1 年 9 カ月 (調査検討会議設置～)
福岡県 (R2 年)	200 円 ※独自課税をしている福岡市、北九州市内は 50 円	○県主体の広域的な視点からの観光施策 ○市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興策への財政的支援(宿泊税を課す市町村を除く)	1 年 9 カ月 (検討委員会設置～)

【導入検討中の自治体】

都道府県では、北海道、宮城県、千葉県、長野県、広島県、沖縄県等が宿泊税の導入を検討しています。(市町村単位での検討も多数あり)

(2) 県内の動き

県内では、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市が宿泊税導入の検討を表明しています。